

## 尾張旭市立小中学校保護者連絡システム公募型プロポーザル実施要領

### 1 実施目的

本プロポーザルは、市が導入するシステムについて、市と契約を締結する意思のある事業者に対し、事業実施の能力等の審査を公募型プロポーザル方式により行い、最も適格と判断される事業者を選定するために行う。

### 2 事業者の選定方法

本市が公募による事業者から提出された企画提案書を審査し、最も優れた提案を行ったと認められる事業者を選定する。

### 3 システム概要

#### (1) システム名

尾張旭市立小中学校保護者連絡システム

#### (2) システム内容

別添「尾張旭市立小中学校保護者連絡システム仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりに

### 4 履行期間について

#### (1) 準備期間

契約締結日（令和3年6月頃）の翌日から令和3年8月31日まで

※尾張旭市立小中学校保護者連絡システム仕様書中「8業務内容(1)システム仕様」に記載されている事項を令和3年8月31日までに実装すること。

#### (2) 運用期間

令和3年9月1日から令和4年3月31日まで

### 5 見積限度額

設定費及びシステム使用料

1,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

事業者が提案した見積金額を基に両者協議の上、本市と契約する。

※ この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を示すためのものであることに留意すること。参考見積書の金額が見積限度額を超過した場合は失格とする。

※ 業務の実施状況により上記履行期間経過後、引き続き同じ事業者と契約を締結する可能性がある。ただし、本事業の効果等を検証の上、契約内容の見直しや再検討を行う場合がある。

## 6 参加資格

本プロポーザルに参加しようとする事業者(以下この項において「参加者」という。)は、以下の要件を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和2・3年度尾張旭市入札参加資格者名簿に登載されている者で、公告から契約締結日までの間、本市において指名停止又はそれに準ずる措置を受けていないこと。
- (3) 令和2・3年度尾張旭市物品の製造等入札参加資格者名簿大分類「03 役務の提供等」のうち中分類「08 コンピュータサービス」に登録されている者であること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 「尾張旭市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」(平成23年9月27日付けで尾張旭市長、尾張旭市教育委員会教育長及び愛知県守山警察署長が締結。)に基づく排除措置を受けていないこと。
- (6) 所有する資産に対し、債務不履行による仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされていないこと。
- (7) 設定・運用保守の実績、またはそれと同等の技術能力があること。
- (8) 参加者は本業務において、構築・設定作業の負荷に十分耐えられること。
- (9) 本仕様書に規定する期限内に必要とする書類全てを提出した参加者

## 7 選定日程

内容	日時
公募開始	令和3年3月29日(月)
質問受付期間	令和3年4月1日(木)から 令和3年4月7日(水)まで
質問回答期日	令和3年4月12日(月)
参加表明書等提出期限	令和3年4月16日(金)
企画提案書等提出期限	令和3年4月30日(金)
デモンストレーション期間	令和3年5月10日(月)から 令和3年5月21日(金)まで
審査結果通知	令和3年5月下旬予定
事前協議	別途通知
契約締結	令和3年6月上旬予定
業務開始	令和3年9月1日(水)から

## 8 提出書類の様式

- (1) 参加表明書（様式1）
- (2) 参加資格確認書（様式2）
- (3) 見積書（様式3）
- (4) 質問書（様式4）
- (5) 辞退届（様式5）

## 9 質疑応答等

### (1) 質問の提出方法

質問事項を質問書（様式4）に記入し、教育委員会教育政策課に令和3年4月7日（水）までに電子メールにより提出すること。

質問書表中の「頁数、項目番号」の欄に、その該当ページ数と項目番号を記載すること。なおそれ以外での質問については、「その他」と記載すること。

※ 提出期限以降に提出された質問、規定する様式や方法によらない質問は、一切受け付けない。

### (2) 質問に対する回答

本市が全ての質問について質問者名を無記載として取りまとめ、令和3年4月12日（月）までに本市ホームページにて回答を公表する。

ただし、質問内容により本企画提案による業者選定に公平性を保てない場合は、回答しないことがある。また、質問に対する回答は、実施要領等の追加又は修正とみなす。

## 10 参加表明等

事業者は、参加表明書類を次の要領で提出すること。

### (1) 提出書類

ア 参加表明書（様式1）：原本1部

イ 参加資格確認書（様式2）：原本1部

ウ 情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）又は個人情報の取扱いに係るプライバシーマーク等の認定を取得していることが確認できるもの：写し1部

### (2) 提出先

尾張旭市役所教育委員会教育政策課

### (3) 提出方法

持参又は郵送

※ 郵送の場合、配達日時及び配達されたことを証明できる方法とすること。

### (4) 提出期限

令和3年4月16日（金）午後5時まで（必着）

※ 提出期限以降に提出された書類は、一切受け付けない。

## 11 企画提案

企画提案については、企画提案書等を次のとおり提出すること。

### (1) 企画提案書（原本1部・写し7部）

企画提案書には、最低限、次の内容を盛り込むこと。また、作成に当たっては、使用する言語を日本語とし、具体的な表現で記載することを留意し、専門用語には注釈を付けるなど、できる限り平易な表現に努めること。印刷は両面印刷とすること。

No.	項目
1	事業者の基本理念と姿勢
2	業務実績
3	業務機能要件 ・システム概要 ・システム安定稼働性 ・ユーザ・管理者の機能要件 ・登録方法の工夫 ・情報共有の工夫 ・情報管理の工夫
4	非機能要件 ・セキュリティ・個人情報保護対策 ・不正アクセス防止 ・ネットワーク通信の暗号化
5	サービス及び保守要件 ・ヘルプデスク等のサポート体制 ・安全対策
6	独自提案
7	スケジュールの提案

### (2) 見積書（代表者印を押印した原本1部・写し7部）

様式3を用いて作成すること。任意の様式で経費の内訳がわかる明細書を添付すること。使用する通貨は日本国通貨とすること。

### (3) デモンストレーション用管理者ID・パスワード（原本1部）

「6 選定日程」中「デモンストレーション期間」において、本市審査員がデモンストレーション環境を操作できるよう環境を用意し、管理者IDとパスワードを送付すること。

### (4) デモンストレーション用簡易マニュアル（原本1部・写し7部）

本市審査員がデモンストレーション環境を操作できるよう簡易マニュアルを用意

すること。

- (5) 各クラウドサービス事業者（IaaS/PaaS事業者）が第三者による認証（仕様書中「8業務内容」「(2)非機能要件」「＜認証制度の例＞」参照）を受けている場合、そのことが確認できる書類（写し8部）

当該認証を受けていることが確認できるWEBページの写しでも可。

- (6) 提出書類に関する留意事項

ア A4版で作成すること（縦横の指定はなし）。

イ 散逸しないような形で綴ること。

- (7) 提出先

尾張旭市役所教育委員会教育政策課

- (8) 提出方法

持参又は郵送

※ 郵送の場合、配達日時及び配達されたことを証明できる方法とすること。

- (9) 提出期限

令和3年4月30日（金）午後5時まで（必着）

※ 提出期限以降に提出された書類は、一切受け付けない。

## 12 辞退

参加表明書提出後、やむを得ず参加を辞退する場合は、事前に電話連絡の上、辞退届（様式5）原本1部を担当課窓口へ直接持参又は郵送すること。なお市は、辞退したことをもっていかなる不利益な取扱いもしない。

## 13 デモンストレーション

本市審査員がデモンストレーション環境を操作できるよう環境を提案事業者が用意し、管理者IDを用意すること。デモンストレーション環境提供期間は「6選定日程」のとおり。

デモンストレーション環境は仕様書中「8業務内容」を審査する趣旨を理解し、契約後提供予定の本番環境でデモンストレーションを行えるよう配慮すること。なお、仕様書「8業務内容」の一部をデモンストレーション環境で実現できない場合、その事を記したことをデモンストレーション用管理者IDに記載すること。

また、簡易な操作マニュアルを作成し、提出すること。

## 14 審査方法

- (1) 表1の基本的審査項目により、審査員による審査を経て、最も優れた提案を行ったと認められる事業者を選定する。

ア 提案書及びデモンストレーションによる審査・価格審査

＜表1 基本的審査項目＞

審査項目	主な審査の着目点	確認箇所配点
企画提案		
事業者の基本理念と姿勢	・業務の理解度	5
業務実績	・直近3年間の有益な実績	5
業務機能要件	・システム概要	5
	・システム処理速度	5
	・ユーザ・管理者の機能要件	5
	・登録方法の工夫	5
	・情報共有の工夫	5
	・情報管理の工夫	5
非機能要件	・セキュリティ・個人情報保護対策	5
	・不正アクセス防止	5
	・ネットワーク通信の暗号化	5
サービス及び保守要件	・ヘルプデスク等のサポート体制	5
	・安全対策	5
独自提案	・提示した必要要件以外に盛り込まれている機能	5
	・学校側の導入に係る負荷軽減策	5
スケジュールの提案	令和3年9月からの運用開始に向けたスケジュール	5
価格提案		
業務に係る見積金額	・限度額に対する見積金額の妥当性、整合性	10
デモンストレーション		
デモンストレーション	・操作性	5
	・簡易性	5
	・視認性	5
	・わかりやすさ	5
評価点の合計		110

#### イ 審査詳細

- (ア) 各審査項目について、A、B、Cの3段階評価を行い、5点満点（A＝5点、B＝3点、C＝0点）又は10点満点（A＝10点、B＝6点、C＝0点）とすることを標準とする。
- (イ) C評価があるものは原則として選定しない。ただし、審査項目「独自提案」に係るC評価は除く。
- (ウ) 各項目の評価の基準は表2のとおりとする。

<表2 評価の基準>

審査項目	主な審査の着目点	評価		
		A	B	C
企画提案				
事業者の基本理念と姿勢	業務の理解度	本事業に取り組むことがふさわしい基本理念を有しており、本事業の趣旨を十分に理解して意欲的である。	ACに該当しない。	業務内容をよく理解していない。
業務実績	直近3年間におけるの有益な実績	提案事業者の中で一番有益な実績がある。	ACに該当しない。	有益な実績がない又は少ない。
業務機能要件	システム概要	システムの概要、コンセプト、特徴等が示されており、提案事業者の中で一番課題解決のために本市にとって有効である	ACに該当しない。	本市にとって有効でない。
	システム処理速度	想定登録件数2万件を踏まえ、ピーク時でも遅滞なく正常な受付処理が可能である。	ACに該当しない。	正常な受付処理が不可能又は可能性が少ない。
	ユーザ・管理者の機能要件	ユーザ・管理者の機能要件が提案事業者の中で一番満たされている。	ACに該当しない。	ユーザ・管理者の機能要件が全く満たされていない。
	登録方法の工夫	システムの利用登録に当たって、登録情報を学校や教育委員会が集約するのではなく、発行するQRコード等で直接アクセスすることで登録が完了するなど、提案事業者の中で一番工夫がある。	ACに該当しない。	登録情報を学校や教育委員会が集約しなければならず、発行するQRコード等で直接アクセスすることができない。
	情報共有の工夫	学校で受信した欠席連絡情報について、学年・クラス別にまとめて印刷できたり、必要な情報だけを抽出できる	ACに該当しない	学校で受信した欠席連絡情報について、学年・クラス別にまとめて印刷できず、必要な情報を抽出できない

		仕組みがあるなど、提案事業者の中で一番工夫がある。		い。
	情報管理の工夫	欠席連絡情報について、必要な情報(項目)を学校側で選択できたり、発信者が入力できる項目に制限がかけられるなど、提案事業者の中で一番工夫がある。	ACに該当しない	必要な情報(項目)を学校側で選択できず、発信者が入力できる項目に制限がかけられない。
非機能要件	セキュリティ・個人情報保護対策	関係法令に基づく適切なセキュリティ・個人情報保護対策が提案事業者の中で一番講じられている。	ACに該当しない。	適切なセキュリティ・個人情報保護対策が講じられていない。
	不正アクセス防止	ユーザ認証、アクセス制御、不正アクセス防止、ログの取得等の対策が提案事業者の中で一番講じられている。	ACに該当しない。	ユーザ認証、アクセス制御、不正アクセス防止、ログの取得等の対策が講じられている。
	ネットワーク通信の暗号化	管理WEBサイトへのアクセスにおいて、ネットワーク通信の暗号化を提案事業者の中で一番実施している。	ACに該当しない。	管理WEBサイトへのアクセスにおいて、ネットワーク通信の暗号化を実施していない。
サポート及び保守要件	ヘルプデスク等のサポート体制	学校や保護者からの問合せに対応できるヘルプデスクの設置等、サポート体制は万全である。	学校からの問合せに対応できるヘルプデスクの設置等、サポート体制がある。	学校からの問合せに対応できるヘルプデスクがなく、サポート体制は万全でない。
	安全対策	データのバックアップを定期的を実施し、障害発生時には早急に復旧できる機能を提案事業者の中で一番保持している。	ACに該当しない。	データのバックアップを定期的を実施せず、障害発生時には早急に復旧できる機能を保持していない。
		24時間365日の運転に耐える安定性を提案事業者の中で一番確保し	ACに該当しない。	24時間365日の運転に耐える安定性を確保していない。



		ている。		
独自提案	追加機能	提示した必要要件以外に提案事業者の中で一番使いやすい機能が提案されている。	提示した必要要件以外に使いやすい機能が提案されている。	Aに該当しない。
	学校側の導入に係る負荷軽減策	提案事業者の中で一番学校側の導入に係る負荷軽減が提案されている。	学校側の導入に係る負荷軽減が提案されている。	Aに該当しない。
スケジュールの提案	構築スケジュール	令和3年9月からの運用開始に向けたスケジュールが提案事業者の中で一番具体的に示され、実現可能である。	ACに該当しない。	令和3年9月からの運用開始に向けたスケジュールが具体的に示されず、実現困難である。
価格提案				
業務に係る見積金額	限度額に対する見積金額の妥当性、整合性	提案事業者の中で一番限度額との整合性がとれる。	ACに該当しない。	限度額との整合性がとれない。
デモンストレーション				
デモンストレーション	操作性	管理者側もアプリ側も操作が提案事業者の中で一番しやすい。	ACに該当しない。	どちらも操作がしにくい。
	簡易性	管理者側もアプリ側も少ない画面展開で提案事業者の中で一番実現できる。	ACに該当しない。	どちらも画面展開が多い。
	視認性	管理者側もアプリ側も提案事業者の中で一番分かりやすいインターフェイスである。	ACに該当しない。	どちらも非常に分かりにくいインターフェイスである。
	わかりやすさ	管理者側もアプリ側もマニュアルを熟読しなくても事業者の中で一番実現できる。	ACに該当しない。	どちらもマニュアルを熟読しないと実現できない。

(2) 候補者の決定

提案事業者ごとに点数化し、最高得点の提案事業者を第1位候補者、次に高い者を次点候補者とする。

(3) 審査結果の通知・公表

審査結果は、参加者全員に対し速やかに書面にて通知する。また、文書発送後、

審査結果を本市ホームページに掲載し、公表する。

- (4) 審査結果に関する提案事業者からの質問、説明要求、意見及び異議申立ては受け付けない。

## 15 契約の締結

本市は、第1位候補者と当該業務について協議を行い、協議が整い次第、尾張旭市契約規則等に従い地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約の方法により契約を締結する。

## 16 秘密保持の遵守

提案事業者及び提案意向を持つ事業者は、このプロポーザル審査に参加するにあたり、下記の条項を遵守すること。

- (1) 本プロポーザル審査に関して知り得た情報の内容を他に漏らしてはならない。
- (2) 本市から提供された情報を目的外に使用し、又は第三者に提供してはならない。
- (3) 本市から渡された情報の内容を、漏えい、毀損及び滅失した場合は、速やかに本市に報告し、その指示に従わなければならない。
- (4) 本プロポーザル審査に関して発生した事故等による損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために必要に生じた経費等は、提案事業者及び提案意向を持つ事業者が負担する。
- (5) 本プロポーザル審査終了後も提案事業者及び提案意向を持つ事業者は 秘密保持及び利用制限に関する義務を負う。

## 17 その他

- (1) 事業者は、複数の企画提案をすることはできない。
- (2) 提出された書類の作成等及びデモンストレーション環境構築に要した費用など、本プロポーザルに係る費用は、提案事業者及び提案意向を持つ事業者の負担とする。
- (3) 提出された書類は返却しないものとする。
- (4) 提出された参加表明書類については、参加資格の確認以外には使用しない。
- (5) 提出期限以降の書類の差し替え及び再提出は、認めない。
- (6) 提出書類の著作権は、提案事業者に帰属する。ただし、本市がプロポーザルに関する報告、公表等のために必要な場合は、提案事業者の承諾を得ずに提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (7) 提出された提案書類等は尾張旭市情報公開条例（平成12年条例第25号）第7条に定める非公開情報（団体の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある情報など）を除き、公開の対象となる。
- (8) 本プロポーザルの公告から契約締結までの期間中、本業務及び関連業務に関する営業行為を禁止する。

(9) 企画提案書の提出が1者のみであった場合であっても、本プロポーザルでの選定を実施する。

18 連絡先

尾張旭市教育委員会教育行政課庶務係（伊藤）

電 話：0561-76-8176

FAX：0561-52-2901

電子メール: kyoiku@city.owariasahi.lg.jp

※令和3年4月以降連絡先

尾張旭市教育委員会教育政策課教育政策係（中川、稲生）

住 所：〒488-8666

尾張旭市東大道町原田2600番地1

電 話：0561-76-8173

FAX：0561-52-2901

電子メール: kyoiku@city.owariasahi.lg.jp